

仙台市医療機関物価高騰対策 支援事業補助金

Q & A

(令和7年3月14日時点版)

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

目次

1. 補助金全般について	1
<u>Q. 01 補助金の目的は。</u>	
<u>Q. 02 補助対象経費の「医療資器材等」の範囲は。</u>	
<u>Q. 03 いくら交付されるのか。</u>	
2. 交付対象施設について	1
<u>Q. 04 交付対象施設は。</u>	
<u>Q. 05 廃業済・休止中の施設は対象となるか。</u>	
<u>Q. 06 令和6年10月2日以降に運営開始した場合、交付対象となるか。</u>	
<u>Q. 07 施設は仙台市内にあるものの運営主体が仙台市内にない場合、交付対象となるか。</u>	
<u>Q. 08 歯科診療所は交付対象か。</u>	
3. 申請書類について	2
<u>Q. 09 申請書類はどこで入手できるのか。</u>	
<u>Q. 10 どの書類を送付すればよいか。</u>	
<u>Q. 11 どこへ送付すればよいか。</u>	
<u>Q. 12 申請書類に代表印は必要か。</u>	
<u>Q. 13 領収書等の証拠書類を申請書に添付する必要はあるか。</u>	
<u>Q. 14 振込先口座に指定はあるか。</u>	
4. 申請について	3
<u>Q. 15 申請期間はいつまでか。</u>	
<u>Q. 16 複数の施設を運営している場合、施設単位で交付を受けられるか。</u>	
<u>Q. 17 電子メールによる申請は可能か。</u>	
<u>Q. 18 申請書類発送後、記載漏れや誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。</u>	
<u>Q. 19 交付はいつ頃か。</u>	
5. その他	3
<u>Q. 20 補助金の問い合わせ先は。</u>	

1. 補助金全般について

Q. 01 補助金の目的は。

医療資器材等の物価高騰の影響を受けている市内医療機関に対し補助金を交付することで、安定的な医療の提供を支援することを目的としています。

Q. 02 補助対象経費の「医療資器材等」の範囲は。

注射器、点滴セットなどの医療用機材、ガーゼ、包帯などの衛生材料のほか、体温計などの機器を含めた消耗品類が該当します。

Q. 03 いくら交付されるのか。

以下の区分に応じて交付します。

なお、病院及び診療所の補助額の算定の基礎となる病床数は令和6年10月1日時点での医療法（昭和23年法律第205号）上の許可病床数となります。

病院（200床以上）	300万円（定額）
病院（20～199床） 有床診療所（7～19床）	1床あたり1万5千円
有床診療所（1～6床） 無床診療所	10万円（定額）
助産所	5万円（定額）

2. 交付対象施設について

Q. 04 交付対象施設は。

令和6年10月1日時点で東北厚生局長から指定を受けている病院、診療所及び同日時点で管轄保健所長から開設許可を受けている助産所が対象です。

ただし、次の各号の要件を満たすものとします。

- ・医療資器材等を使用している医療機関
- ・広く市民に医療を提供している医療機関

Q. 05 廃業済・休止中の施設は対象となるか。

令和6年10月1日時点で休止している医療機関及び、令和6年10月2日以降に休止し、令和7年2月25日時点で継続して休止している医療機関は交付対象となりません

Q. 06 令和6年10月2日以降に運営開始した場合、交付対象となるか。

対象となりません。

Q. 07 施設は市内にあるものの運営主体が市内にない場合、交付対象となるか。

運営主体が市外であっても、市内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については対象となります。なお、申請は施設ごとに行う必要があります。

Q. 08 歯科診療所は交付対象か。

対象となります。

3. 申請書類について

Q. 09 申請書類はどこで入手できるのか。

交付対象となる施設へ、2月25日（火）より申請書類一式を発送いたします。

交付対象施設に該当するにも関わらず、3月10日（月）までに書類が届かない場合は事務局までお問い合わせください。

なお、申請書類等は仙台市のホームページからもダウンロードできますので、ホームページから入手して申請いただいても構いません。

URL：<https://www.city.sendai.jp/iryosesaku/jigyosha/bukkakoutou.html>

Q. 10 どの書類を送付すればよいか。

「申請書兼実績報告書」、「請求書」を送付してください。

Q. 11 どこへ送付すればよいか。

送付先：〒980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目7-1

仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付事務局宛

（事務局からお送りする申請書類に同封の返信用封筒をご利用ください）。

Q. 12 申請書類に代表印は必要か。

必要です。法人の場合は法人の代表者の印（例：医療法人〇〇会 理事長之印）、個人の場合は代表者の個人印を押印してください。押印がない場合は書類不備となり、交付できません。

Q. 13 領収書等の証拠書類を申請書に添付する必要はあるか。

添付する必要はありません。

Q. 14 振込先口座に指定はあるか。

法人運営の場合は法人口座、個人運営の場合は申請書の「代表者」名義の口座としてください。法人運営施設の補助金を個人口座へ振り込むこと、個人運営施設の補助金を法人口座へ振り込むことはできません。

4. 申請について

Q. 15 申請期間はいつまでか。

申請締切は令和7年4月30日（水）です。

Q. 16 複数の施設を運営している場合、施設単位で交付を受けられるか。

施設単位で交付申請が可能です。

Q. 17 電子メール等による申請は可能か。

電子メールでの申請は受け付けておりません。郵送にて申請書類原本を提出してください。

Q. 18 申請書類発送後、記載漏れや誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。

軽微な誤り等は修正が不要な場合があります。修正が必要な場合は、事務局からご連絡いたします。

Q. 19 交付はいつ頃か。

申請書の到達順に審査を行い、交付（不交付）決定を行います。交付決定が行われた場合は、申請者に交付決定書兼交付額確定通知書を送付し、請求書に記載の口座へ振込いたします。補助金の振込は交付決定から概ね1か月後となります。

5. その他

Q. 20 補助金の問い合わせ先は。

問合先：〒980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目7-1

仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付事務局

TEL：022-214-8446

受付時間：午前9時～午後5時

なお、申請書に不備があった場合など、内容確認や修正をお願いするために上記電話番号より連絡をする場合があります。